

高砂市立小・中学校指定校区外・区域外就学許可基準

令和5年1月より適用

No.	事由	許可期間		許可基準	添付書類	備考
1	学期途中転居	高学年	卒業まで	小学5～6年生、中学2～3年生が4月1日以降に転居・転出する場合、卒業まで現籍校への就学を許可	住民異動届の写し又は住民票	
		高学年以外	学年末まで	小学1～4年生、中学1年生が4月1日以降に転居・転出する場合、学年末まで現籍校への就学を許可	住民異動届の写し又は住民票	
2	特別支援学級入級	特別支援学級	入級期間	指定校に当該児童生徒の障害に該当する学級がない場合、該当する学級のある学校への就学を許可	(高砂市教育支援委員会の審議に基づく)	
		病弱学級	入級期間	高砂市民病院入院期間中、荒井小学校・荒井中学校への就学を許可	医師の診断書	病弱学級開級の場合、学校教育課と連絡、調整
3	転居予定	住民票異動(転居) まで		住宅の新築購入等で学年途中での転居・転入が確実な場合、転居予定先の学校に学年開始時より就学を許可	建築確認申請書の写し・売買契約書等転居予定住所が確認できる書類	
4	住民票のみ先に異動	住宅完成時まで		住宅完成後転校することが確実な場合、住宅完成時まで現籍校への就学を許可	建築確認申請書の写し又は居住地が確認できる書類	
5	住宅事情で仮に住所を異動	仮住所居住期間		住宅建て替え後、元の住所に戻る事が確実な場合、現籍校への就学を許可	建築確認申請書の写し等	
6	公権力による強制立ち退き	卒業時まで		保護者より願出があった場合、現籍校への就学を許可	左記事情を証明する書類	
7	災害等で仮に住所を異動	仮住所居住期間		災害復旧後、元の住所に戻る事が確実な場合、現籍校への就学を許可	保護者申立書	
8	保護者の就労	小学校卒業時まで (毎年度申請)		保護者の就労により下校時から保護者帰宅時まで留守家庭となる場合、児童を預かるものの住所地の学校への就学を許可	<ul style="list-style-type: none"> ・両親の勤務証明書 ・預かるものの証明書 	
9	住民票と居住地不一致	住民票の異動届出ができるまで (毎年度申請)		債権者からの逃避等、家庭の事情で居住地に住民登録ができない場合、居住地の校区の学校への就学を許可	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認ができるもの(住民票・健康保険証等) ・居住地が確認できるもの(民生委員の居住確認等) ・保護者の理由書 	
10	教育的配慮	教育的に必要と認められた期間		児童生徒の健康上、生活上配慮が必要と認められる場合、学校長が教育的に適切と認める学校への就学を許可	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長、担任の具申書又は意見書 ・必要な場合は医師の診断書 ・保護者の理由書 	いじめ等本人に起因しない教育環境上の場合、学校教育課に連絡、調査のうえ決定

	事由	許可期間	許可基準	添付書類	備考
11	地理的（距離的）理由	卒業まで	指定された学校より就学希望校の方が著しく通学距離が短い場合（就学指定校の通学距離が、小学生の場合概ね2km以上、中学生の場合概ね3km以上あって、自宅から学校まで安全に通学できる距離が、就学希望校の方が1/2程度のとき）	通学経路について証明するもの	
12	部活動	中学生のみ 卒業まで	当該部活動に入部することを前提に就学を許可 ア．指定された中学校に小学校在学中にしていた活動（週1回以上、継続して1年以上団体やクラブ等で活動）の部活動がない場合 イ．転居転入直前に在籍していた部活動が、指定された中学校にない場合 （希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、安全に通学できる経路が最も短い中学校）	ア．小学校長の副申書又は団体・クラブ代表者等の証明書 イ．前籍中学校長の副申書	入学（転校）先の部活動について在学中に部活動がなくなることを保障するものではない また、該当部活動がなくなった場合、転校するか継続して就学するかは各人の選択とする
13	現籍小学校区の中学校への入学	中学生のみ 卒業まで	保護者の就労等により校区外就学を認められていたものや転居に伴う住所の異動等に伴い、就学指定校が変更となる場合に、友人関係を維持するため、今まで通っていた小学校区の中学校に引き続き就学したい場合		
14	兄弟姉妹への配慮	卒業まで	兄弟姉妹が、校区外就学の許可を得て指定校区外の学校に就学している場合に、その兄弟姉妹と同じ学校に就学		
15	その他 教育委員会が必要と認めた場合	教育的に必要と認めた期間	教育委員会が特に必要と認めた場合、学校長・教育委員会が教育的に適当と認める学校への就学を許可	教育委員会が必要とする書類 ・学校長、担任の具申書又は意見書 必要な場合は医師の診断書 ・保護者の理由書 ・民生委員の確認書 等 事由について証明できるもの	学校教育課に連絡、調査の上、決定
16	高砂小中学校への就学	中学校卒業まで	高砂市内に居住・住民登録しており、9年間を通しての小中一貫教育を実施するという教育方針に賛同する場合就学を許可	通学経路について証明するもの	

(注)

- 1 いずれの事由による校区外就学も通学に支障がない場合に限る。
- 2 通学の方法は、各学校の規則に従い、通学途上の安全管理は保護者の責任であることを理解し、通学方法や通学時間、地域活動への参加等を十分に考慮すること。
- 3 添付書類は、表に記載されているもの以外でも必要があると認めるときは、請求することができる。
- 4 指定校区外・区域外就学の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは許可を取り消すことができる。
 - (1) 故意に虚偽の申請をしたと認められるとき。
 - (2) 申請理由が消滅したと認められるとき。
- 5 上記基準(1)～(10)・(15)は高砂市内に住所を有しない児童・生徒の場合においても適用される。ただし、その児童・生徒が住所を有する市町村の教育委員会と協議のうえ許可。市外居住者の申請については、すべて住民票を添付すること。